

事務連絡
令和2年6月10日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

水道法施行規則の一部改正について

本日、「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第120号。以下「改正規則」という。）については、公布、施行されました。

改正規則により、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第57条第1項に規定する様式第12及び同条第3項に規定する様式第12の3が改正されていますので、この旨お知らせするとともに、本様式の電子媒体を併せて送付します。